

まちづくり計画策定担い手支援事業

(参考資料)

(参考1-1) まちづくり計画策定担い手支援事業の活用イメージ

<例①> 防災上問題のある市街地の場合 ～ 密集市街地・重点密集市街地 ～

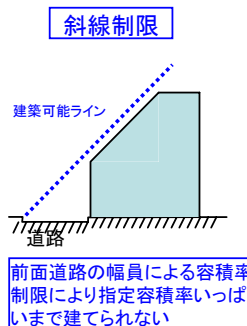
1. 住んでいる地区が密集市街地なので、耐震性、防火性を向上させたい。

そのためには、建物の建替を促進することが必要。



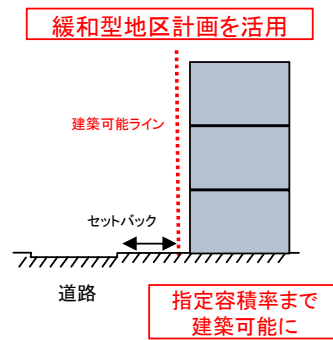
2. 地区内の道路が狭いため、現状の建築規制では、建替後は今の建物より小さくなってしまい、望ましい建物を建てることができない。

そのため、建替が進まない・進められない。



3. 緩和型地区計画の素案を策定して、市町村に対して都市計画提案を行い、都市計画決定されると、制限の緩和ができ、建替が促進されそうだ。

しかし、地権者には都市計画提案制度を実行する技術的ノウハウがない。



このような地区を「まちづくり計画担い手支援事業」がお手伝いします。

(参考1-2) まちづくり計画策定担い手支援事業の活用イメージ

<例②> 賑わいを創出したい中心市街地の場合 ～ 認定中心市街地活性化基本計画区域 等～

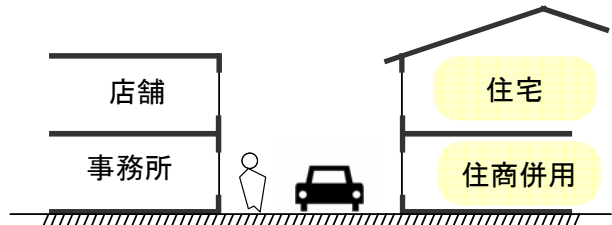
1. 住んでいる町の中心市街地の活気や賑わいを促進したい。

そのためには、賑わいの創出に繋がるような用途を持つ建物を誘導することが必要。



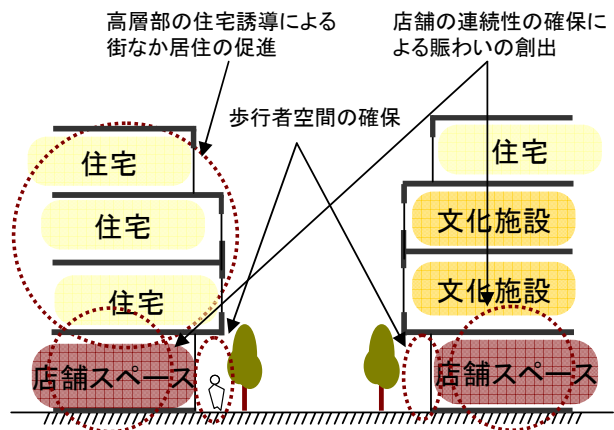
2. 何のルールもなく建替が行われても、賑わいの向上につながらない。

そのため、建替も活発化しない。



3. 地区計画の素案を策定して、市町村に対して都市計画提案を行い、都市計画決定されると、住宅部分の容積緩和ができるなど、活性化が促進されそう。

しかし、地権者には都市計画提案制度を実行する技術的ノウハウがない。

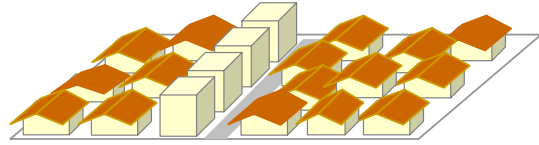


このような地区を「まちづくり計画担い手支援事業」がお手伝いします。

(参考2) まちづくり計画策定担い手支援事業の流れ (赤字が助成の対象)

例 『防災上問題のある市街地』

・密集市街地・重点密集市街地 等



地権者組織等により、都市計画提案に向け本事業への応募申請

国による選定・交付決定

まちづくり計画策定担い手支援事業による助成

※助成費は地権者組織等からコンサルタントへ委託する費用のみです。地権者組織等の運営費、自ら行う場合の調査費は含まれません。

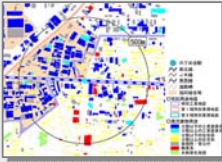
①基礎調査

(土地利用・建築物に関する現況調査等)

■現地調査



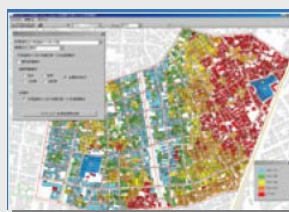
■調査結果のとりまとめ



②地区診断 (現況調査等の資料解析等)

■地区の課題の整理

■市街地の防災性評価



■模型等を使った計画内容のスタディ

■地区計画による規制緩和後の地区イメージの作成等

③地区計画等の都市計画提案のための素案作成



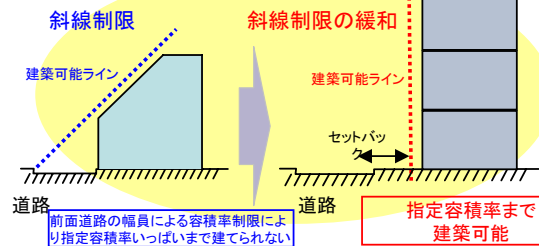
地区計画等を都市計画提案

(例)緩和型地区計画を提案

・一定のセットバックを義務づける一方で斜線制限を緩和する地区計画を市町村に提案

現状

緩和型地区計画を活用

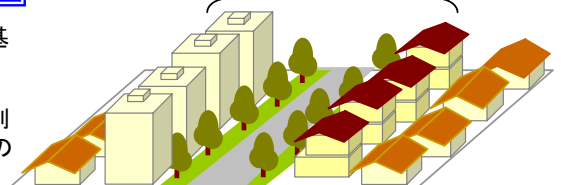


市街地の整備改善を実現

都市計画決定された地区計画に基づいた自発的な建替えの実施

都市計画決定された都市再生特別地区等に基づいた都市再生事業の実施 等

建替えの促進



都市計画審議会
における審議 等

都市計画決定

(参考3) 密集市街地、重点密集市街地とは？

「密集市街地」

老朽化した木造建築物が密集し、十分な公共施設や防災機能が確保できていない地区

「重点密集市街地」

地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地

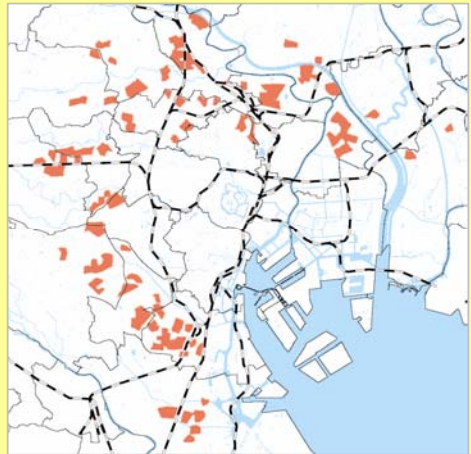
○全国の密集市街地・重点密集市街地

- ・密集市街地 全国 約25,000ha
- ・重点密集市街地 全国 約8,000ha
(うち東京 2,339ha、大阪2,295ha)

○密集市街地・重点密集市街地に対する政府の方針

都市再生プロジェクト(第三次決定)
(H13. 12都市再生本部決定)
○特に危険な市街地
(東京で2,339ha、全国で約8,000ha)を
重点地区として、今後10年間で整備

【重点密集市街地の分布状況(東京都)】



【面積】 2,339ha

(H15.7 国土交通省調べ)

<密集市街地写真>



※密集市街地・重点密集市街地の位置・範囲等については、地方公共団体にお問い合わせください。

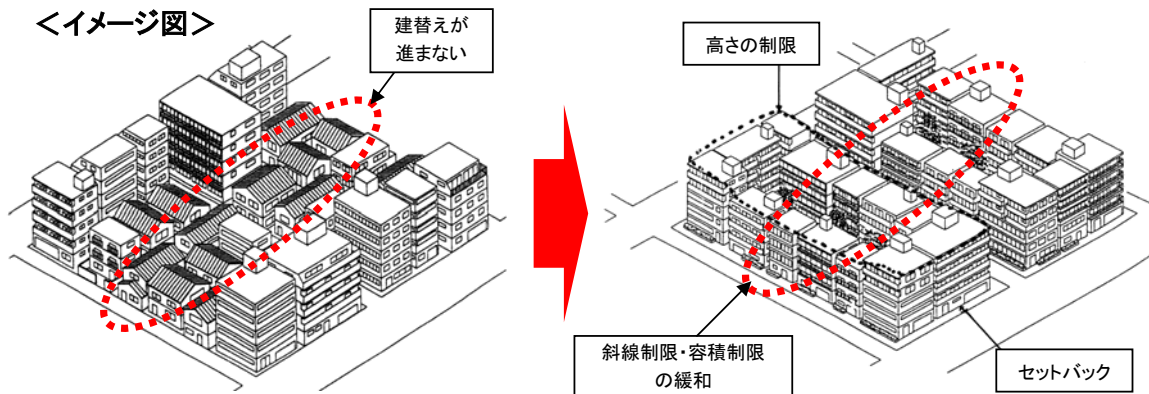
(参考4-1) 密集市街地等における自律的な建替え促進のための主な地区計画制度

- 道路等の基盤が整備されていない場合の解消手法で、各種緩和型地区計画制度があります。
- 地区計画策定のための調査・検討は、まちづくり計画策定担い手支援事業の助成対象となります。**

<例①> 街並み誘導型地区計画制度

区域の特性に応じた街並みを誘導しつつ、土地の合理的かつ健全な有効利用の推進及び良好な環境の形成を図る地区計画制度です。

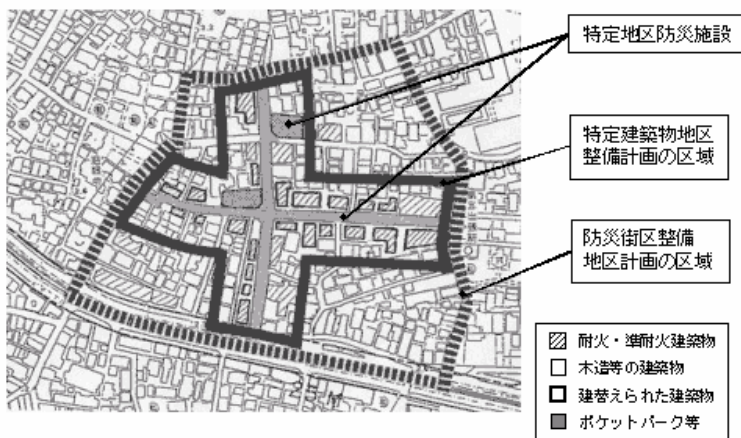
<イメージ図>



<例②> 防災街区整備地区計画

防災街区整備地区計画は、地区の防災性の向上を目的とする地区計画制度です。

<イメージ図>



(参考4-2) 地区計画制度の概要

(1) 地区計画とは？

地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境の形成を図るために必要な事項を定める「地区レベルの都市計画」です。

(2) 地区計画の構成は？

地区計画は、地区の目標将来像を示す「地区計画の方針」と、生活道路の配置や、建築物のルールなどを具体的に定める「地区整備計画」で構成され、住民等の意見を反映して、地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定めていきます。

(3) 地区計画で決められる事項

地区計画では、必要に応じて以下の項目を定めることができます。

①地区施設(生活道路、小公園、広場、遊歩道など)の配置

②建築物の制限に関する事項

(用途、容積率、建ぺい率、高さ、壁面の位置、形態意匠、緑化率 等) 等

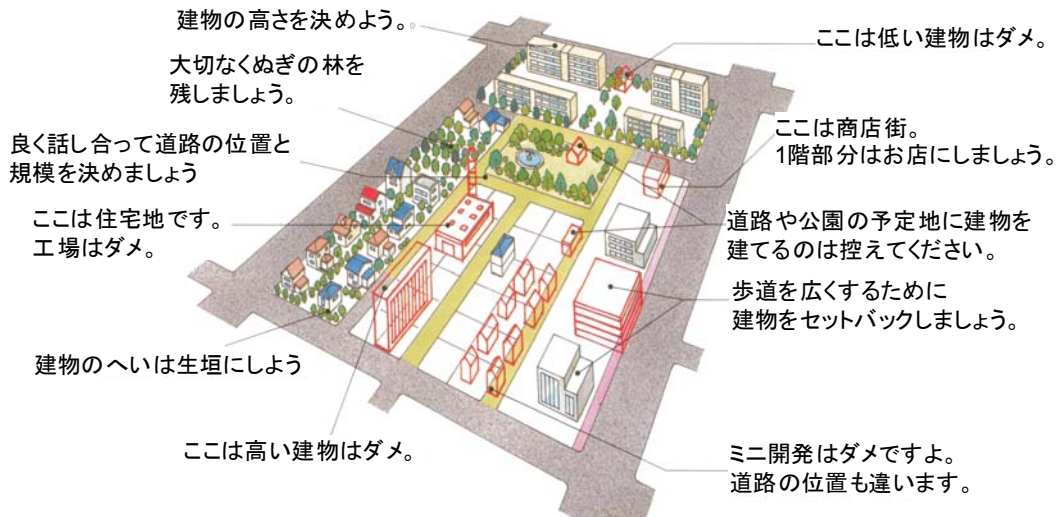
(4) 地区計画の効果

地区計画の策定によって、以下の効果があります。

①建築物の高さや用途等について、地域の特性に応じた詳細な建築規制が可能です。

②セットバック等を義務づけることにより、斜線制限や容積率についての制限が緩和される場合があります。(緩和型地区計画)

(地区計画のイメージ)



(参考4-3) 様々な種類の地区計画

地区計画制度には、目的に応じて様々なパターンがあります。一定の内容について定めることにより、他の規制について緩和することも可能です。

名称	目的	公共施設		制限を強化する事項											制限を緩和する事項							
		地区施設	その他	用途の制限	容積率の最高限度	容積率の最低限度	建ぺい率の最高限度	敷地面積の最低限度	建築面積の最低限度	壁面の位置の制限	工作物の設置の制限	高さの最高限度	高さの最低限度	形態・意匠の制限	埋・さくの構造の制限	土地の利用の制限	その他	用途の制限(※1)	容積率の最高限度	建ぺい率の最高限度(※2)	高さの最高限度	その他
地区計画	建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、及び保全する。																					
再開発等促進区	土地の健全かつ合理的な高度利用と都市機能の更新を図るため、一体的かつ総合的な再開発又は開発整備を実施する。		1																			2
誘導容積型	公共施設が未整備の地区において、公共施設の伴った土地の有効利用を促進する。	○		●																		
容積適正配分型	区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため、区域を区分して容積率の最高限度を定める。			○	●	●	●	●	●													
高度利用型	区域の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、容積率の最高限度等を定める。			○	●	●	●	●	●													2
用途別容積型	区域の特性に応じて合理的な土地利用の促進を図るため、住居と住居以外の用途とを適正に配分する。			○	●	●	●	●	●													
街並み誘導型	区域の特性に応じて合理的な土地利用の促進を図るため、高さ、配列及び形態を備えた建築物を整備する。			○			●	●	●	○	●											3
立体道路制度	適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、道路の整備と併せて道路の上空又は路面下において建築物等の整備を一体的に行う。																○	4				5
防災街区整備地区計画	災害時における延焼防止、避難路確保のために必要な道路、建築物等を総合的に整備する必要がある区域において、特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図る。		6															7				
沿道地区計画	沿道整備道路に接続する土地の区域で、道路交通騒音により生じる障害の防止と適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、一体的かつ総合的に市街地を整備する。										○						○	8				
集落地区計画	富農条件と調和のとれた良好な居住環境と適正な土地利用を図るため当該集落地域の特性にふさわしい整備及び保全を行う。																					

: 定めることができる項目 : 定めることができない項目 ○ : 地区整備計画での必須項目 ● : 建築条例化必須項目
 ※1: 条例により緩和することもできる(集落地区計画を除く)
 ※2: 人工地盤について地区施設等、壁面の位置の制限を定めることにより適用除外とすることもできる(集落地区計画を除く)
 1: 2号施設 2: 斜線制限 3: 前面道路幅員による容積率制限、斜線制限 4: 重複利用区域、建築の上下限界
 5: 道路内の建築制限 6: 地区防災施設 7: 建築物の構造の制限等
 8: 間口率の最低限度、建築物の構造に関する音上の制限、建築物の構造に関する防音上の制限

(参考5) 都市計画提案制度について

都市計画提案制度とは？

都市計画の提案制度は、地域住民等のまちづくりの動きを都市計画に積極的に取り込むことを目的として創設。一定の要件を満たす場合には、土地所有者、まちづくりNPO、まちづくり協議会等は地方公共団体に対して、都市計画の提案を行うことができる。

都市計画提案の基本フロー

土地所有者、まちづくりNPO、まちづくり協議会等による都市計画の提案

(提案の要件)

- ①一定の面積以上の一体的な区域
- ②都市計画マスタープランなど都市計画に関する法令上の基準に適合
- ③土地所有者等の3分の2以上の同意

地方公共団体は提案に基づく都市計画の決定をするかどうかを判断

提案を踏まえて都市計画を決定する必要があると認めるとき

公聴会の開催等
都市計画の案の作成

都市計画の案の縦覧
住民等による意見提出

都市計画の案及び提案を都市計画審議会へ付議等

都市計画の決定

提案を踏まえて都市計画を決定する必要があると認めるとき

都市計画審議会に提案を提出し、
地方公共団体の見解を付して、
意見を聴く

都市計画の決定をせず

都市計画の決定をしない理由等を提案者に通知